鳥取市印鑑条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年１２月２３日

鳥取市長　深　澤　義　彦

鳥取市条例第２１号

鳥取市印鑑条例の一部を改正する条例

鳥取市印鑑条例（昭和４６年鳥取市条例第９号）の一部を次のように改正する。

第３条第１項中「印章を持参できないとき」を「申請することができないとき」に改める。

第４条第１項第１号を次のように改める。

⑴　住民票に記録されている氏名、氏、名、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和４２年政令第２９２号。以下「令」という。）第３０条の１３に規定する旧氏をいう。以下同じ。）若しくは通称（令第３０条の１６第１項に規定する通称をいう。以下同じ。）又は氏名、旧氏若しくは通称の一部を組み合わせたもので表していないものであるとき。

第４条第１項第２号中「氏名」の次に「、旧氏」を加える。

第１０条第３号中「氏名、氏」を「氏名、氏（氏に変更があった者にあっては、住民票に記載がされている旧氏を含む。）」に改める。

附　則

この条例は、令和２年２月１日から施行する。